

平成22年8月27日

事業主殿

倉庫業健康保険組合

簡易生活習慣病健診未受診者に対する会場別簡易生活習慣病健診の実施について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃、組合の事業につきましては格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、組合では、事業主、健保委員の皆様のご協力により、5～10月にかけて事業場巡回による簡易生活習慣病健診を実施しておりますが、この間、何らかの事情により受診できなかった方のために、会場別簡易生活習慣病健診を実施することといたしました。詳細は下記の通りですので、該当者全員が受診されますようお願い申し上げます。

なお、9月下旬に倉庫健保会館においても、簡易生活習慣病健診の実施を予定しておりますので、併せてご案内いたします。

記

1. 対象者

被保険者・被扶養者の方で、今年度、組合が実施する他の健診をご受診していない方。

2. 健診実施機関

(社) 東京都総合組合保健施設振興協会

(会場別担当健診機関は別紙「会場一覧表」のとおり)

3. 健診会場及び実施日

別紙「会場一覧表」のとおり

◎施設の利用予約が未了の会場もあり、実施日が変更になることもありますのであらかじめご了承ください。

4. 申込方法

別紙申込書により組合までお申込ください。

◎会場コード、会場名は必ずご記入ください。実施日が複数ある会場については、希望日もご記入ください。

5. 申込期限

平成22年9月28日(火)

事務処理の都合もありますので厳守してください。

6. 負担金

組合が実施する健診を労働安全衛生法による事業主に義務づけられた健診(以下、法定健診)として利用する場合と、組合の健診を一般の健康診断(以下、一般健診)として利用する場合とでは負担金が異なりますのでご注意ください。

①法定健診として利用される場合の負担金

ア. 受診者の年齢が35歳未満・36～39歳の場合

事業主負担	受診者負担	負担額合計
2,400	+ 1,600	= 4,000円

イ. 受診者の年齢が35歳・40歳以上の場合

事業主負担	受診者負担	負担額合計
6,600	+ 180	= 6,780円

(年齢基準日 平成23年4月1日 現在)

②一般健診として利用する場合の負担金

事業主負担	受診者負担	負担額合計
0	+ 2,400	= 2,400円

7. 負担金払込方法

全日程終了後、それぞれの会場の担当健診機関から事業所あてに請求書が送付されます。

請求内容をご確認のうえ**直接健診機関**にお支払ください。

8. 受診要領

(1) 受診日時の決定及び受診資料の送付について

受診日時が決定された後、受診資料(会場案内図を含む)が**健診日の2週間前**までに、それぞれ会場の担当健診機関から事業所あてに送付されます。

◎実施日が複数ある会場は、原則として希望日が決定日となります。なお、受付時間は受診資料送付の際お知らせします。

(2) キャンセル、受診日・会場の変更等について

組合保健事業部(TEL 03-3642-8436)までにご連絡ください。

(3) その他

受診資料の注意をお守りいただき、健診に支障のないようご協力をお願い申し上げます。

9. 健 診 項 目

- (1) 問診
- (2) 身体計測（身長・体重・腹囲・BMI指数・標準体重）
- (3) 視力
- (4) 血圧測定
- (5) 聴力（オージオメーター）
- (6) 検尿（糖・蛋白・潜血反応）
- (7) 胸部X線（間接撮影）
- (8) 心電図検査（12誘導）
- (9) 生化学検査（採血による検査）
GOT、GPT、 γ -GTP、中性脂肪、HDLコレステロール、
LDLコレステロール、空腹時血糖、HbA1c
- (10) 血球検査（採血による検査）
赤血球数、ヘマトクリット、ヘモグロビン、MCV、MCH、
MCHC、白血球数、血小板数
- (11) 既往歴の調査
所定の質問票・22項目

※太字は労働安全衛生法で定められている検査項目

※組合が実施する健診は、全て特定健診で定められた検査項目を含んでおります。

11. 倉庫健保会館における簡易生活習慣病健診の実施について

- (1) 実施日 9月29日（水）
- (2) 受付時間 9:30～15:30（12:00～13:00除く）
- (3) 実施会場 倉庫健保会館 3F健康管理室
江東区富岡2-11-12
（最寄駅）東京メトロ東西線 門前仲町駅、又は木場駅徒歩6分
都営地下鉄大江戸線 門前仲町駅徒歩8分

※ 巡回健診実施時にお配りした「健康診断受診表」をお持ち下さい。

※ 健診料金につきましては担当健診機関から事業所あて請求書が送付されます。請求内容をご確認のうえ直接健診機関にお支払ください。

10. 健診結果の送付について

健診結果は健診の3週間～1ヶ月ほど後、組合から事業所あて送付いたしますが、健診結果の取扱いにつきましても法定健診として利用する場合と、一般健診として利用する場合とでは、取扱いが異なりますのでご注意ください。

①法定健診として組合と利用契約を締結された場合

組合との健診利用契約に基づき、個人結果表ならびに事業主控結果表について組合から事業所（本社・健保委員宛）へ郵便（簡易書留等）で送ります。

②一般健診として利用する場合

個人結果表のみの発行となり、組合から事業所（本社・健保委員宛）へ郵便（簡易書留等）で送ります。

なお、**事業主控えの健診結果につきましては発行いたしませんのであらかじめご承知おきください。**

※事務処理の都合上、被扶養者の個人結果表につきましても、全て事業所経由で送付いたします。被扶養者の方のお申し込みをいただいた場合は、その旨事前に同意をいただいたものと解釈させていただきます。